

令和3年

第3回大阪広域水道企業団議会

(11月定例会)

提出議案

(第1号議案～第5号議案)

(第1号報告～第4号報告)

目 次

| | | |
|---------|--|----|
| 第 1 号議案 | 大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第 2 号議案 | 大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第 3 号議案 | 大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例一部改正の件・・・・・・・・・・ | 4 |
| 第 4 号議案 | 令和 2 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・・・ | 5 |
| 第 5 号議案 | 令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件・・・・・・・・・・ | 6 |
| 第 1 号報告 | 令和 2 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・・・ | 7 |
| 第 2 号報告 | 令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件・・・・・・・・・・ | 8 |
| 第 3 号報告 | 令和 2 年度決算に基づく資金不足比率報告の件・・・・・・・・・・ | 9 |
| 第 4 号報告 | 債権放棄報告の件・・・・・・・・・・ | 10 |

第 1 号議案

大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 16 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (情報提供等の記録の提供先への通知) 第 31 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>内閣総理大臣</u> 及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 | (情報提供等の記録の提供先への通知) 第 31 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>総務大臣</u> 及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 16 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成 29 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | |
|-----------------|-------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|---------|-----------------------------|---------------------|
| 別表第 1（第 26 条関係） | | | | | | | 別表第 1（第 26 条関係） | | | |
| 1 ～ 12（略） | | | | | | | 1 ～ 12（略） | | | |
| 13 千早赤阪水道事業 | | | | | | | 13 千早赤阪水道事業 | | | |
| メーターの 口径 | 基本料 金 | 従量料金（水量 1 立方メートルにつき） | | | | | 用途 | 基本料金 | 従量料金 | |
| | | 1 立方 メートル 以上 | 11 立方 メートル 以上 | 21 立方 メートル 以上 | 31 立方 メートル 以上 | 41 立方 メートル 以上 | | | 水量 | 金額（1 立方メ ートルにつき） |
| 13 ミリメ ートル | 1,180 円 | 1 立方 メートル 以上 | 11 立方 メートル 以上 | 21 立方 メートル 以上 | 31 立方 メートル 以上 | 41 立方 メートル 以上 | 一般用 | 500 円 | 1 立方メートル以上 10 立 方メートルまで | 120 円 |
| 20 ミリメ ートル | 1,300 円 | 10 立方 メートル 以上 | 20 立方 メートル 以上 | 30 立方 メートル 以上 | 40 立方 メートル 以上 | 285 円 | | | 11 立方メートル以上 20 立 方メートルまで | 140 円 |
| 25 ミリメ ートル | 1,530 円 | メートル 以上 | メートル 以上 | メートル 以上 | メートル 以上 | メートル 以上 | | | 21 立方メートル以上 30 立 方メートルまで | 170 円 |
| 30 ミリメ ートル | 4,540 円 | 100 円 | 185 円 | 230 円 | 260 円 | | | | 31 立方メートル以上 40 立 方メートルまで | 190 円 |
| 40 ミリメ ートル | 8,070 円 | | | | | | | | 41 立方メートル以上 | 210 円 |
| 50 ミリメ ートル | 14,740 円 | | | | | | | | 業務用 | 3,700 円 |
| 75 ミリメ ートル | 32,440 円 | | | | | | 臨時用 | 3,700 円 | — | 620 円 |
| 別表第 2（第 26 条関係） | | | | | | | 別表第 2（第 26 条関係） | | | |
| 1 ～ 5（略） | | | | | | | 1 ～ 5（略） | | | |
| 6 千早赤阪水道事業 | | | | | | | 6 千早赤阪水道事業 | | | |
| | | | | | | | メーターの口径 | | 金額 | |

| | |
|------------|-------|
| 13ミリメートル | 円 |
| | 92 |
| 20ミリメートル | 185 |
| 25ミリメートル | 370 |
| 30ミリメートル | 555 |
| 40ミリメートル | 740 |
| 50ミリメートル | 2,777 |
| 75ミリメートル以上 | 4,629 |

別表第3（第36条関係）

1～12（略）

13 千早赤阪水道事業

| | | |
|----------|-----|-----|
| メーターの口径 | (略) | |
| | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 75ミリメートル | (略) | |

別表第3（第36条関係）

1～12（略）

13 千早赤阪水道事業

| | | |
|------------|-----|-----|
| メーターの口径 | (略) | |
| | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 75ミリメートル以上 | (略) | |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料（施行日前から継続して給水をしている場合に限る。）については、この条例による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 3 号議案

大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 16 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 別記様式（第 2 条関係） 宣誓書 （略） （氏名） | 別記様式（第 2 条関係） 宣誓書 （略） （氏名） 印 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 号議案

令和 2 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

令和 2 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 16 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和 2 年度大阪広域水道企業団水道用水供給事業剰余金処分計算書

(単位 円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 当年度末残高 | 176,305,375,286 | 4,203,498,026 | 7,736,753,571 |
| 議会の議決による処分額 | 2,101,491,095 | 0 | △ 7,736,753,571 |
| 減債積立金への積立 | 0 | 0 | △ 5,479,937,951 |
| 水道事業統合促進積立金への積立 | 0 | 0 | △ 155,324,525 |
| 資本金への組入 | 2,101,491,095 | 0 | △ 2,101,491,095 |
| 処分後残高 | 178,406,866,381 | 4,203,498,026 | (繰越利益剰余金) 0 |

令和 2 年度大阪広域水道企業団市町村域水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|-------------|----------------|---------------|-----------------|
| 当年度末残高 | 11,663,362,962 | 3,934,844,113 | 1,539,973,550 |
| 議会の議決による処分額 | 1,061,308,183 | 0 | △ 1,539,973,550 |
| 減債積立金への積立 | 0 | 0 | △ 340,712,039 |
| 利益積立金への積立 | 0 | 0 | △ 49,140,930 |
| 建設改良積立金への積立 | 0 | 0 | △ 88,812,398 |
| 資本金への組入 | 1,061,308,183 | 0 | △ 1,061,308,183 |
| 処分後残高 | 12,724,671,145 | 3,934,844,113 | (繰越利益剰余金) 0 |

第 5 号議案

令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金 処分の件

令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 16 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|--------------|----------------|-------------|-----------------|
| 当年度末残高 | 43,192,750,335 | 658,706,607 | 5,150,693,882 |
| 議会の議決による処分数額 | 3,301,896,019 | 0 | △ 5,150,693,882 |
| 減債積立金への積立 | 0 | 0 | △ 1,848,797,863 |
| 資本金への組入 | 3,301,896,019 | 0 | △ 3,301,896,019 |
| 処分後残高 | 46,494,646,354 | 658,706,607 | (繰越利益剰余金) 0 |

第 1 号報告

令和 2 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 3 年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第 2 号 報 告

令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和 3 年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第3号報告

令和2年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

1 資金不足比率

| 会 計 名 | 数 値 (パーセント) | 経営健全化基準 (パーセント) |
|--------------------|----------------|--------------------|
| 大阪広域水道企業団水道事業会計 | — | 20 |
| 大阪広域水道企業団工業用水道事業会計 | — | |

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり

第 4 号 報 告

債権放棄報告の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第14条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

| 債権の名称 | 放棄事由 | 件数 | 金額 |
|---------------------|-----------------------------|--------|------------|
| 水道料金及びメーター 使用料 | 条例第14条第1項第1号 （破産免責） | 47件 | 682,870円 |
| | 条例第14条第1項第2号 （時効期間満了） | 1,540件 | 3,176,269円 |
| | 条例第14条第1項第5号 （徴収停止後期間経過） | 404件 | 827,380円 |
| 水道施設等破損に係る 損害賠償金 | 条例第14条第1項第5号 （徴収停止後期間経過） | 3件 | 59,487円 |
| 合計 | | 1,994件 | 4,746,006円 |